

令和8年2月20日開会

民 生 環 境  
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 民生環境常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和8年2月20日(金)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 審査事項  
議案第5号 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 閉 会

~~~~~

## 出席者 (7名)

委員長	土光 均	委員	奥岩 浩基
委員	今城 雅子	委員	渡辺 穰爾
委員	森岡 俊夫	委員	景山 浩
委員	山本 芳昭		

~~~~~

## 欠席者 (1名)

副委員長 勝部 俊徳

~~~~~

## 説明のため出席した者

事務局長	深田 龍	事務局施設管理課長	本池 将
事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田 憲	事務局施設管理課係長	熊本善一郎

~~~~~

## 議会担当職員

書記長 瀬尻 かおり 書記 伏野 哲彦

~~~~~

## 1 開 会 (午後 1 時 4 3 分)

○**土光委員長** ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。  
本日は、勝部委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

○**土光委員長** それでは、日程 2、審査事項に入ります。先ほど、本会議から付託されました議案 1 件について、審査をいたします。

なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。

それでは、議案第 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

本池事務局施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** それでは、説明させていただきます。まず、資料につきましては、本日説明させていただく資料が当日配付となっておりまして、誠に申し訳ございませんでした。詳細に説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料といたしましては、議案の 4 ページ目以降、議案第 5 号でございます。それと議案概要でございますが、こちらは 2 ページ目の下段から 3 ページ目の上段にかけての部分でございます。また、当日、議場配付させていただきました追加資料といたしまして、議案参考資料ということで説明させていただきます。

まず、資料は議案概要のほうでございます。2 ページ目、議案第 5 号でございます。こちらの改正につきまして、昨年 11 月に方針を決定いたしました令和 9 年度からのリサイクルプラザの民間委託に関わります指定管理者制度の導入につきまして、令和 8 年度中にこの選定事務を行う必要がありますことから、今回リサイクルプラザ条例の一部改正を行いまして、管理を指定管理者に行わせることができるよう所要の整備を行うものでございます。

まず、主な改定内容といたしましては 2 点ございまして、1 点目はリサイクルプラザの管理に関する規定の整備といたしまして、もともと施行規則に規定しておりましたリサイクルプラザの搬入時間ですとか休所日、それから再生工房の開所時間などを条例のほうに規定し直すものでございます。

それからもう 1 点、事務の簡素化といたしまして、ごみの搬入の際の各種許可証の申請書と許可書をそれぞれ別々の様式で申請いただいていたものを、同一化

いたしまして事務の簡素化を図るものでございます。

それから、大きな2点目といたしましては、リサイクルプラザの管理を指定管理者に行わせることに関する規定の新設といたしまして、候補者の選定基準、方法などの必要事項を整備するものでございます。施行期日といたしましては、令和8年4月1日とさせていただきますものでございます。

また、この今回の改正に合わせまして、リサイクルプラザの開所時間を変更することとしてございます。資料は参考資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

まず、今回この開所時間の変更につきましては、指定管理者制度の導入に伴う条例改正の整理の中で、利用実態を踏まえまして運営の適正化といたしまして提案させていただいたものでございます。結果的に事前の個別の御報告の機会を設けてございませんでした、誠に申し訳ございませんでしたが、今回、併せて審議いただければと思っております。

それでは資料のほうでございしますが、こちらの資料につきましては、もともと条例に規定いたしますリサイクルプラザの搬入時間を現在の8時30分から午前9時へと30分繰り下げる変更でございします。

まず1の現状といたしまして、搬入量につきましては、リサイクルプラザが供用開始いたしました平成9年度比で、令和6年度実績で約5割、搬入が減少しております。また、特に開所直後の30分間という時間帯には、搬入者の方につきましては約2日に1件程度と、極めて利用が少ない状況でございします。ただ、その一方で、お昼前の11時半から12時までの時間帯には搬入が集中いたしまして、計量、それから投入監視の人員不足により、待ち時間が発生している状況でございします。

この2の搬入時間の変更に伴う対応といたしまして、先ほど説明いたしました投入監視員、それから計量事務の職員として、会計年度任用職員を配置してございますが、この勤務時間の変更によりまして、利用の少ない開所直後の時間帯から混雑する時間帯へ職員を重点配置することで職員配置の適正化を図るものでございます。参考に、タイム表にまとめてございますが、変更案の中ほどの部分でございします。オレンジ色の丸枠で囲ってございしますこの部分に、職員の重点配置を行うものでございします。

続きまして、説明は2ページ目で裏面でございします。住民サービスへの影響といたしまして、施設利用者への影響は軽微なものと考えてはございしますが、やはりこの30分間の時間の短縮でも利用者の方の混乱防止のために、事前に市町村広報誌ですとか、組合、それから構成市町村のホームページ、それからリサイクルプラザの窓口などの掲示によりまして周知を図っていきたくと考えてございします。

3の条例改正の概要については記載のとおりでございまして、先ほど説明いたしました利用者の混乱防止のために施行日は令和8年6月1日といたしまして、

周知期間といたしまして、今回、御審議いただいた後に、5月31日までの間、約3か月を周知期間とさせていただく予定で考えてございます。

説明は簡単でございますが、以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さん御質疑をお願いいたします。ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

特にないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** ないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

### 3 閉 会

**○土光委員長** これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後1時51分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長

土 光

均